

# 認知症研修について

## 1. 認知症介護基礎研修の受講義務について

認知症介護基礎研修については、令和3年度介護報酬改定において、無資格者への研修受講の義務付けがなされ、令和6年3月末で経過措置が終了したところ。各介護サービス事業者におかれては、対象となる職員への周知、受講促進について改めてお願いしたい。

## 2. 受講対象者について

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格※を有されない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられている。

また、当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けているものである。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。

(介護保険最新情報 Vol.1225 より)

### ※ 医療・福祉関係の資格

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修 一級課程・二級課程修了者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士等

### 3. 研修実施事業者について

本県では、次の2法人を研修実施事業者として指定しており、150分程度のeラーニングを受講することになる。(R6.12末時点)

- ①社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター  
宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目149-1
  
- ②株式会社クーリエ  
東京都渋谷区4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー9階

受講申込み方法や受講料は、各によって異なるため、申込みの際にはご確認をお願いしたい。

詳細については下記の県ホームページURLを参照いただきたい

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/5049341/>

### 4. その他研修について

介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修として、実践者研修、実践リーダー研修、指導者研修などの受講案内を県ホームページに掲載している。

また、令和7年度のカリキュラムや募集については、改めて掲載することから、研修受講について検討いただきたい。

#### ①認知症介護実践・実践リーダー研修

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/7239957/>

#### ②認知症対応型サービス事業所管理者研修

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/7241176/>

#### ③認知症対応型サービス事業所開設者研修

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/7243319/>

#### ④小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/7244921/>

#### ⑤認知症介護指導者養成研修

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/7238202/>

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和6年度介護報酬改定に関する  
Q&A（Vol.1）（令和6年3月  
15日）」の送付について

計 112 枚（本紙を除く）

Vol.1225

令和6年3月15日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3938)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡  
令和6年3月15日

都道府県  
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」  
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくごお願い申し上げます。

○認知症介護基礎研修の義務付けについて

問 155 受講義務付けの対象外となる医療・福祉関係の資格について、日本以外の国の医療・福祉系の資格を保有している者は受講が免除となるか。

(答)

日本以外の国の医療・福祉系の資格を持つ者については、免除とはならない。

問 156 柔道整復師、歯科衛生士については、受講義務付けの対象外か。

(答)

柔道整復師、歯科衛生士ともに、受講義務付けの対象外として差し支えない。

問 157 訪問介護員（ヘルパー）研修 3 級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

(答)

訪問介護員（ヘルパー）研修 3 級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格とともに、受講義務付けの対象となる。

問 158 介護保険外である有料老人ホーム等の施設職員や、病院に勤務している者も受講義務付けの対象となるか。

(答)

特定施設では無い、介護保険の対象外である病院勤務の職員は受講義務づけの対象外である。なお、介護現場の質向上のために受講することについては差し支えない。

問 159 当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

(答)

当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後 1 年間の猶予期間を設けている。

問 160 事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたるのか。

(答)

- ・ 貴見のとおり。
- ・ 本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであり、介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの対象となる。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3) (令和3年3月26日) 問6は削除する。

問 161 「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」とは、具体的にどのような内容か。

(答)

「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等、様々な措置を想定している。

問 162 現在介護現場で就業していない者や、介護に直接携わっていない者についても義務付けの対象となるか。

(答)

現在介護現場で就業していない者や直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外であるが、本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであり、介護現場の質向上のために受講することについては差し支えない。

問 163 母国語が日本語以外の者を対象とした教材はあるか。

(答)

日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語の e ラーニングシステムを整備している。また、日本語能力試験の N4 レベルを基準とした教材も併せて整備している。

(参考) 認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム (認知症介護研究・研修仙台センターホームページ)

<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/languages/select/>

※ 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 10 は削除する。